

1 基本理念

「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」

子どもは社会の希望、未来を創る力です。子どもの健やかな成長と子育てを支え、見守ることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の様々な世代の方々にも元気や安心をもたらしてくれます。



また、次代を担う子どもたちの存在は、まちの活性化や社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産であると言えます。次代を担う子どもの健全育成は、保護者の力だけでなく、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら図られるべきです。

福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と、切れ目のない子育て支援を推進することにより、子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、全ての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。

2 基本的な視点

計画の推進に当たっては、国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本方針」及びこれまで推進してきた「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」「第1期福生市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、次の4つを基本的な視点とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを目指します。

（1）全ての子どもの支援

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。全ての子どもが幸せに、そして健やかに成長できる社会の実現に向けて、一人一人の子どもの人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう、子ども・子育て支援を推進します。

（2）親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。そのために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

（3）地域社会全体で子育ての視点

「全ての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、多様化するライフスタイルや働き方に応じて、子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現を目指します。

(4) 福生らしい個性と魅力を生かした子育て支援の視点

福生市は、自然、歴史、文化、産業など、掛け替えのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。子育て支援においても、ふっさっ子の広場サポーター、学校支援サポーターなど、多くの地域住民との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育ててきました。

これらの資源の活用を図り、福生らしい個性と魅力を子どもたちに伝えていくことで、“ふっさっ子”が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへとつながっていく事業を推進します。

「子どもの権利条約」の子ども4つの権利

- 生きる権利
全ての子どもが命が守られること
- 育つ権利
もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること
- 守られる権利
暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- 参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

「子どもの権利条約」の一般原則

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
全ての子どもが命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援を受けられることが保障されます。
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止（差別のないこと）
全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

ユニセフ「子どもの権利条約」より

3 基本目標

基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係機関等の連携が深まる取組を進めます。

基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全ての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生き育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

子どもの最善の利益を尊重し、全ての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、全ての市民が、性別にかかわりなく、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みを作ることが必要です。

また、働きながら安心して子どもを育てることができるように、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取組を推進します。

基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。



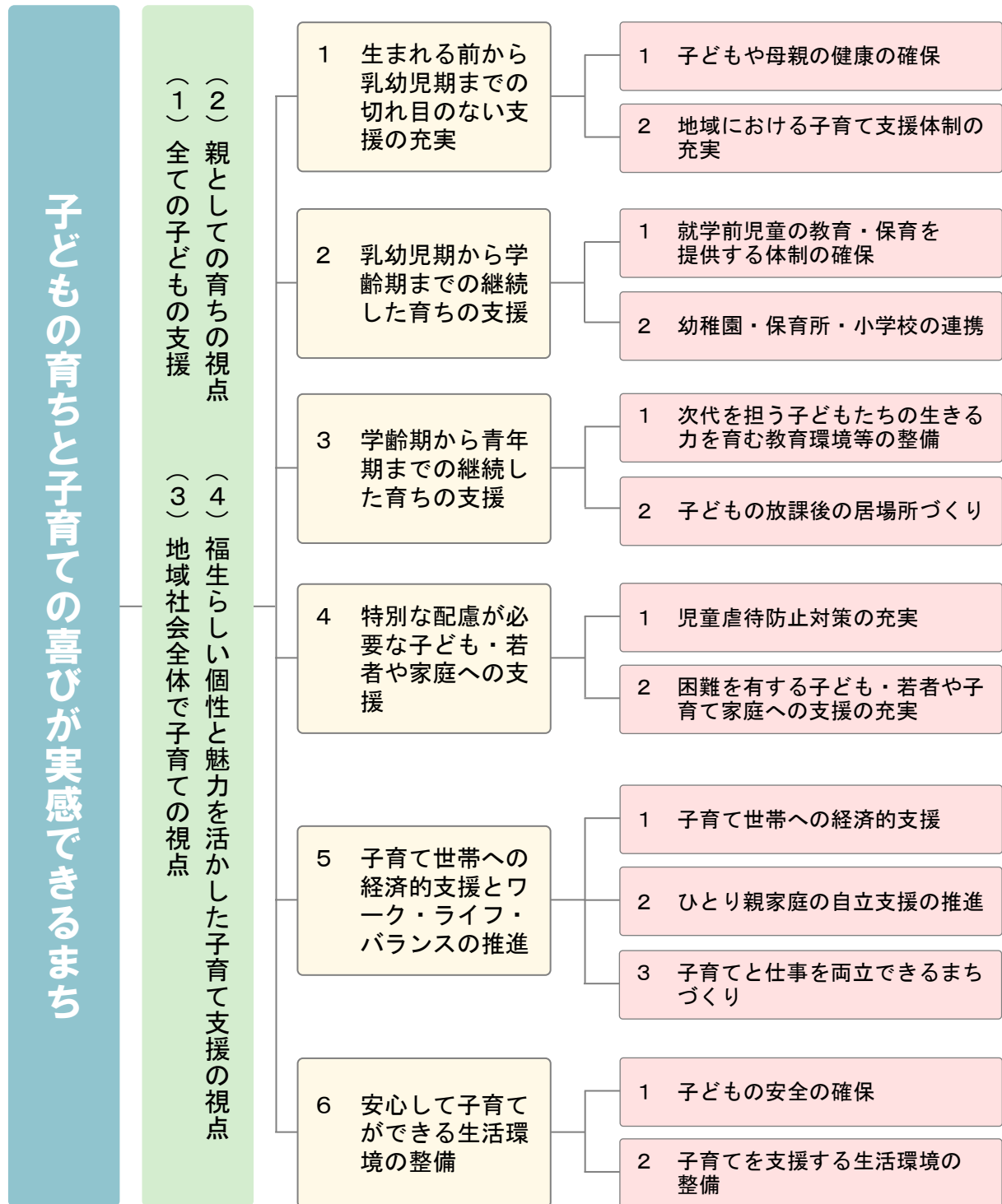
4 施策の体系

(1) 体系図

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向]



[基本施策]

基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消
基本施策 2 子どもや母親の健康づくり
基本施策 3 食育の推進
基本施策 4 小児医療の充実

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実
基本施策 2 子育て支援のネットワークづくり
基本施策 3 子育て情報の提供
基本施策 4 相談機能の充実

基本施策 1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

基本施策 1 幼稚園・保育所・小学校の連携

基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成
基本施策 2 思春期保健事業の推進
基本施策 3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり
基本施策 4 地域の教育力の向上
基本施策 5 環境の浄化

基本施策 1 子どもの居場所づくり

基本施策 1 児童虐待防止策の充実

基本施策 1 障害児施策の充実
基本施策 2 外国人家庭に対する対応
基本施策 3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

基本施策 1 経済的負担の軽減

基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本施策 1 広報・啓発活動の推進
基本施策 2 男性の子育て参加の推進
基本施策 3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
基本施策 2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進
基本施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保
基本施策 2 安全な道路交通環境の整備